平成３０年（フ）第２４号
山形県酒田市光ケ丘３丁目３番81号
債務者　佐藤　規夫
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成３０年（フ）第３９号
福島県喜多方市字桜ガ丘１丁目137番地７桜ガ丘コーポＣ棟１、前住所埼玉県所沢市大字上安松1080番地の１
債務者　田中　友之
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成３０年（フ）第１００号
群馬県高崎市新町859番地１　県住Ｇ棟81号
債務者　木田　惠子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第１４０号
埼玉県入間市大字野田318番地１　ガーデンハイツⅡ202
債務者　本郷　優樹
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２１８号
埼玉県入間市高倉１丁目８番８号
債務者　西澤明日香（旧姓大石）
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２２９号
埼玉県狭山市狭山台１丁目31番地　１－２－401、住民票上の住所埼玉県狭山市大字堀兼732番地の12
債務者　原田　昌幸
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２６５号
埼玉県所沢市向陽町2102番地の34　ウィステリア・ビュー202
債務者　伊藤　恵子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１２３号
愛知県岡崎市戸崎町字藤狭１番地９　パクスフォーレ505
債務者　ＡＭＯＡこと　江村　義人
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１２４号
愛知県岡崎市戸崎町字藤狭１番地９　パクスフォーレ505
債務者　江村裕美子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第５３８号
大阪府寝屋川市春日町24番12号
債務者　田島　翔馬
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７４７号
大阪府大東市灰塚４丁目６番21号
債務者　朝井　　徹
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１７３号
大阪府吹田市川岸町16－３、住民票上の住所大阪府吹田市川岸町15番16号
債務者　森岡　善次
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２３１号
大阪市都島区都島本通４－23－９　ラパンジール都島911、住民票上の住所大阪府箕面市小野原東３丁目８番12号
債務者　小椋　美香
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２４３号
大阪市東住吉区鷹合１丁目13番30－508号
債務者　坂中　元気
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３６２号
大阪府東大阪市横沼町２丁目５番４号　101号
債務者　石坂　　文
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４０５号
大阪府枚方市星丘４丁目16番８－302号、前住所大阪府枚方市高田１丁目９番６号
債務者　竹本　真司
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部